

 <p>千葉開府 Road to 900 since 1126</p>	平成 3 1 年 4 月 4 日
	【一般廃棄物に関すること】 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 電話 2 4 5 - 5 6 8 0 内線 6 4 8 2
	【産業廃棄物に関すること】 環境局資源循環部産業廃棄物指導課監視指導室 電話 2 4 5 - 5 6 8 1 内線 6 4 7 2

一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者に対する事業停止命令の発出について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）に基づき、事業停止命令を発出しましたので、お知らせします。

1 対象事業者

(1) 名 称

大西総業株式会社

(2) 代表者

代表取締役 さいき しゅういち 齊木 秀一

(3) 所在地

若葉区源町 5 6 6 番地の 7

2 命令発出年月日

平成 3 1 年 4 月 4 日（木）

3 命令内容

一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の全部の停止

4 停止期間

平成 3 1 年 4 月 1 8 日（木）から 5 月 1 7 日（金）（3 0 日間）

5 根拠法令

法第 7 条の 3 第 1 号、第 3 号及び第 1 4 条の 3 第 1 号

6 命令発出理由

当該事業者は、平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日（木）に、家庭から排出された一般廃棄物を産業廃棄物許可車両で収集し、許可を受けた事業の範囲に積替え保管が含まれていないにもかかわらず、当該事業者の産業廃棄物中間処理場において法第 7 条の 2 第 1 項で定められた事業範囲の変更許可を受けることなく積替えを行ったため、上記「3 命令内容」の事業停止命令の発出に至った。